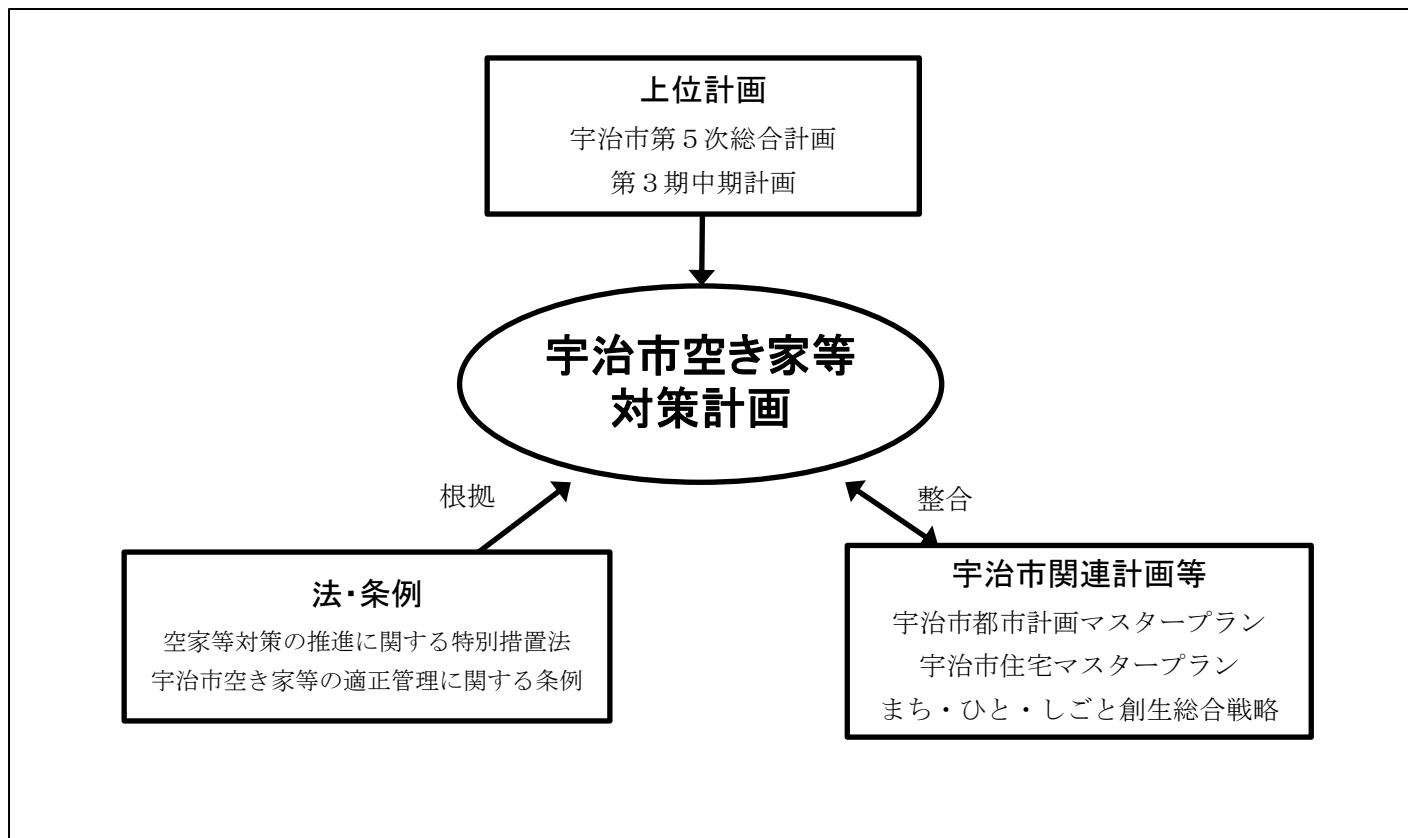


計画の方向性

◆空き家等対策計画の目的

宇治市空き家等対策計画は、人口減少に歯止めをかけ、少子高齢社会の中においても、持続的に発展するまちをめざし、家屋の所有者・事業者・地域・行政が協力しながら、管理不全空き家の発生を抑止し、空き家の利活用を通じて良好な住環境の整備を行い、魅力的なまちづくりを推進するための指針を示すものです。

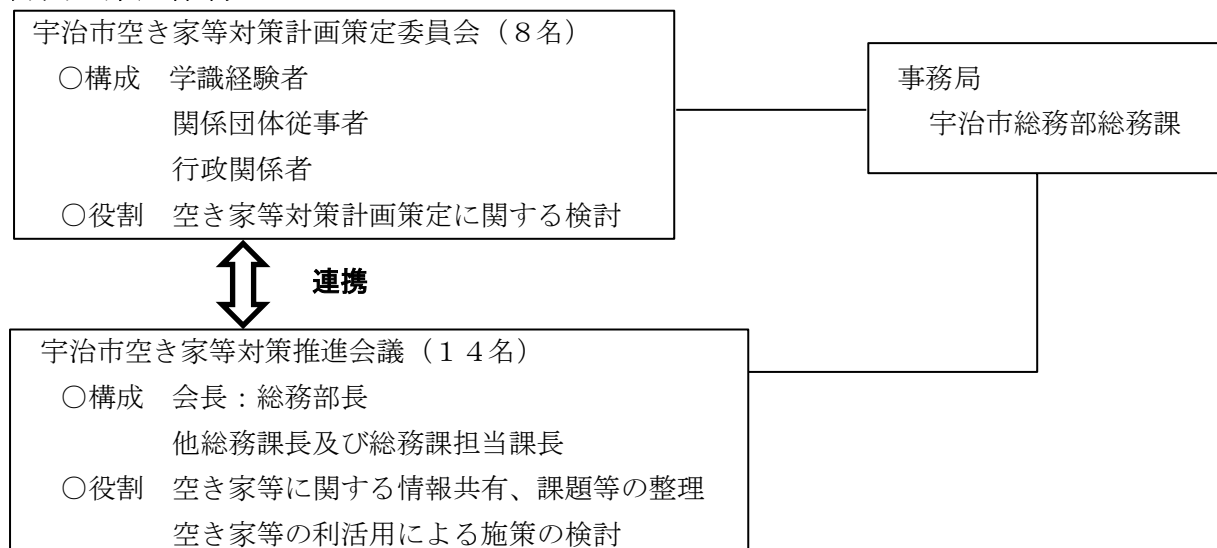
◆空き家等対策計画の位置づけ



◆計画期間

計画期間は平成31年度～平成35年度までの5年間とします。

◆計画の策定体制



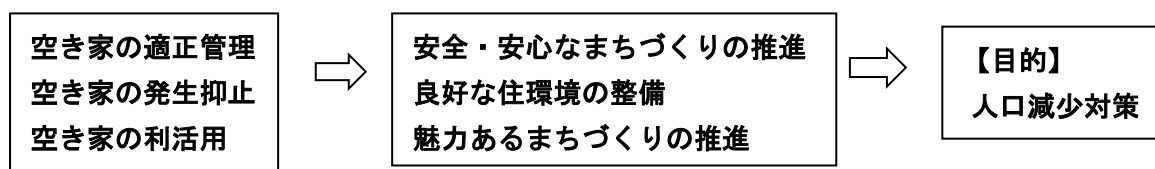
計画の方向性

◆空き家等対策計画策定の方向性について

1. 市の計画等における空き家対策に関する記述

計画等	記述	目的
第3期中期計画	管理上課題のある空き家について、所有者に対し適正管理を促す 空き家の流通を支援する	空き家の発生抑止 空き家の利活用
	空き家の適正管理と有効活用の促進 既存の住宅ストックの活用	子育てを支援する 住環境の整備
まち・ひと・しごと創生総合戦略	まちの魅力を高める都市基盤の整備 若い世代の就労・結婚・子育ての希望をかなえる環境づくり	人口減少対策
	【具体的な施策】 ・空き家（古民家）の宿泊施設等への活用研究事業 ・空き家を活用した三世代近居支援事業	
住宅マスタープラン（改訂版）	管理不全空き家への対応 発生予防の対策 利活用に向けた検討	住宅ストック全体の質の向上
	【具体的な施策】 ・管理不全な空き家に対する指導・勧告等 ・空き家の活用や流通に関するアドバイザーの派遣 ・市民に対する管理意識の啓発 ・住宅関連事業者等との連携 ・空き家相談会等の相談事業の検討 ・空き家を活用した三世代近居支援事業の研究 ・空き町家（伝統的木造家屋）の保存・活用に関する検討 ・空き家譲渡に係る税の特例措置	

2. 目標及び施策の体系



計画の方向性

【施策体系】

空き家の適正管理	管理不全な空き家に対する指導・勧告等	継続実施
管理不全な 空き家の発生抑止	市民に対する管理意識の啓発	継続実施
	住宅関連事業者等との連携	30年度実施予定
	空き家相談会等の相談事業の検討	30年度実施予定
	* 関連施策：介護予防安心住まい推進事業 住宅改造助成事業 木造住宅耐震改修等補助金交付金事業	
空き家の利活用	空き家の活用や流通に関するアドバイザーの派遣 * 内容については要検討	継続実施
	空き家を活用した三世代近居支援事業の研究	
	空き町家（伝統的木造家屋）の保存・活用に関する検討	
	空き家を活用した起業への支援の検討	
	空き家譲渡に係る税の特例措置	継続実施
	空き家バンクへの参加	30年度実施予定

3. 役割分担のイメージ

